

令和 8 年 4 月 8 日

保護者の皆様

鳥取大学附属中学校
校 長 霜村 典宏

気象警報発令時の措置について

陽春の候 保護者の皆様におかれましては、益々ご健勝にてお過ごしのことと拝察いたします。また、平素より本校の教育活動につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、本校生徒の通学範囲は、県東部はもとより、県西部から兵庫県北部までの広範囲にわたっております。そのため、自然災害で交通機関が乱れた場合、登校の可否につき保護者の皆様もご判断に苦慮されることと思います。

そこで、気象警報が発令された場合の措置につき、下記のとおりとさせていただきます。何とぞご協力のほどよろしくお願いします。

記

①警報の地域・種類は以下の通りです。

○警報の地域 鳥取市北部（鳥取地区）

○警報の種類 「大雨」「大雪」「暴風」「暴風雪」

②6:00 に上記の警報が発令されている場合、生徒は臨時休業とします。

* マチコミでの連絡、および電話対応は行いません。

③通学途中に上記の警報が発令された場合、マチコミで警報発令の連絡をしますが、生徒は自分の安全を第一に考慮して、帰宅もしくは登校の判断をします。安全性を考えた上で、あるいは警報発令を知らずに登校した生徒は、学校長の指示に従って安全な方法で帰宅します。

④鳥取市北部(鳥取地区)には警報が発令されていないが、鳥取市北部（鳥取地区）以外の地域に警報が発令されている場合、その地域に居住している生徒は臨時休業とします。

⑤学校にいるときに警報が発令された場合は、学校長が指示します。

※警報発令により登校できなかった場合は、欠席扱いにはなりません。

※給食の食材によっては返品できないものもあるため、臨時休業になっても給食費の一部を負担していただくことになりますが、ご了承ください。

※通学範囲が広範囲にわたるため、お住まいの地域の気象状況により、安全を第一に考慮した判断をお願いします。